

長野県の希少野生動植物保護の 取組について

長野県 環境部 自然保護課

中央環境審議会 自然環境部会 野生生物小委員会（令和8年8月19日）



長野県「県鳥」ライチョウ

条例制定の背景



タデスミレ（撮影：長野県）

- 種の保存法の制定（平成5年施行）
- 長野県版レッドデータブックの作成（平成14~17年）
→県内に自生する在来植物の約25%が絶滅危惧種
- 野生動植物減少の主な要因→違法捕獲・採取、踏み荒らし、開発行為など



- 地域の実態に応じた「**地域の希少種**」**保護**を目的に制定

保護対象種の考え方

- ・ 長野県特有の希少種や地域個体群
- ・ 生息数や生息地が危機的な種だけでなく、地域からの要望や採取圧が高い種
- ・ 県民主体の保護回復が期待できる種
- ・ 絶滅リスク評価のみではなく地域的重要性を考慮

→種の保存法における指定種以外も含めて条例に基づく指定種とすることで保全を加速

長野県の希少種保護の体系

地球上に存在する生物
約 3 千万種

国内に生息・生育する在来動植物種数
(維管束植物、脊椎動物、昆虫類(チョウ類))
約 8,000種

・行政、教育・研究機関、県民等に絶滅の恐れのある種の現状を広く知らせるとともに、
関心や理解を深め、保護の機運を醸成する

長野県版レッドリスト（植物編、動物編）

長野県の絶滅の恐れのある野生動植物
約1,600種

長野県希少野生動植物保護条例

施行 平成16年（2004年）1月1日

・種の取扱に関する規制
・生息地等の保護に関する規制
・保護回復の促進

・人為的要因による存続の危機
・捕獲圧の懸念
・社会的、文化的価値
・目視で判別可能
等を総合的に考慮し選定
審議会、パブコメを経て知事が指定

特に保護を図る必要があるもの

指定希少野生動植物 81種

特別指定希少野生動植物 21種

※指定希少野生動植物の内、特に緊急に保護を図る必要があるもの

・保護回復の取組が、行政、
保全団体等の幅広い主体により
推進することが期待される種
審議会、パブコメを経て知事が策定

・種の減少要因の解明や、要因除去対策を明確にし、県民等の保護実施者にも参考となる活動
指標となる保護計画を策定

保護回復事業計画

16種で策定（計画策定後一定期間で、評価検証）

条例指定種

○種の保存法

国内希少野生動植物種 捕獲等は禁止

⇒ 学術研究・繁殖・教育・個体の生息（生育）状況の調査の場合は、環境大臣許可が必要

特定第一種国内種・特定第二種国内種

⇒ 規制の厳しさや対象の性質が異なる（捕獲、譲渡し等、販売目的の陳列又は広告の禁止等）

○長野県希少野生動植物保護条例

指定希少野生動植物種 保護に支障があると認めるときは、捕獲等を禁止・制限

⇒ 生きた個体の捕獲等（捕獲・採取・殺傷・損傷）は 知事に届出

特別指定希少野生動植物種 捕獲等は禁止

⇒ 学術研究や繁殖の目的等で捕獲等を行う場合は、知事の許可が必要

	維管束植物	脊椎動物	無脊椎動物	計
指定希少野生動植物種	52種	10種	19種	81種
特別指定希少野生動植物種	うち14種	うち3種	うち4種	うち21種

うち19種が「種の保存法」と重複



法律と条例で制度の趣旨は同じ

保護回復事業計画

地域の主体的な保護活動の指針となる保護回復事業計画を策定するとともに定期的に評価検証を実施
(種の保存法に基づく保護増殖事業計画と類似の制度で、計画に合致する保全団体は認定し活動を円滑化)

■計画策定状況 指定種81種のうち16種で策定

うち3種が「種の保存法」と重複(イヌワシ・ライチョウ・フサヒゲルリカミキリ)

年度	種名	年度	種名
H18	ヤシャイノデ、イヌワシ	H25	アツモリソウ
H19	タデスマレ、オオルリシジミ	H26	チャマダラセセリ
H20	ホテИАツモリ、ライチョウ	H27	シナイモツゴ
H21	ミヤマシロチョウ	H28	ゴマシジミ
H22	ササユリ	R1	クビワコウモリ
H23	フサヒゲルリカミキリ	R7	アカモズ
H24	ブッポウソウ		



ホテИАツモリ (撮影：長野県)

■計画策定の効果

- ・県内個体群の状況を詳細に反映
- ・県、市町村、保全団体等の役割を明確化
- ・国計画では扱いにくい地域課題に対応

保護回復事業計画の例 アカモズ

種名：アカモズ（亜種アカモズ）

英名：Japanese brown shrike

学名：*Lanius cristatus superciliosus*

- 長野県版レッドリスト（2015）絶滅危惧ⅠB類
- 環境省版レッドリスト（2025）絶滅危惧ⅠA類
- 特別希少野生動植物（2025年1月指定 県条例）
- 国内希少野生動植物（2021年1月指定 種の保存法）
- 種の保存法に基づく保護増殖事業計画が未策定であるが、生息地が長野県と北海道に限られ、近い将来の絶滅が危惧されることから、県条例で特別種に指定し、保護回復事業計画を策定。



計画の主な内容

モニタリング、捕食者対策、観察者・撮影者へ向けた啓発、農業関係者との連携など
→地元市町村、保全団体、大学等の様々な主体と連携し、保全を推進

生息地等保護区

開田高原希少野生動植物保護区（2.07ha）

■保護の対象となる動植物

現地確認されている種	条例	種の保存法	環境省版レッドリスト	長野県版レッドリスト
チャマダラセセリ（昆虫類）	○	—	絶滅危惧ⅠB類（EN）	絶滅危惧ⅠA類（CR）
オキナグサ（植物）	○	—	準絶滅危惧（NT）	絶滅危惧ⅠB類（EN）
キキョウ（植物）	—	—	準絶滅危惧（NT）	準絶滅危惧（NT）
エゾアカヤマアリ（昆虫類）	—	—	絶滅危惧Ⅱ類（VU）	準絶滅危惧（NT）
ユウスゲ（植物）	—	—	—	準絶滅危惧（NT）



オキナグサ（撮影：環境保全研究所）



キキョウ（撮影：環境保全研究所）

■指定の背景

- ・チャマダラセセリが産卵した食草が一部愛好家に踏み荒らされるなどの事例
- ・一部愛好家が無断で立ち入るケースが発生し、立入を規制する必要性が生じた
- ・生息地は個人所有の家畜用採草地。希少種保護に対する深い理解のもと保護活動の協力を得ている

→条例指定種であるチャマダラセセリ・オキナグサを保護対象にし、地域の実情に合わせて保護区を指定

長野県における希少種保全の取組や課題

ライチョウ・アカモズなど → 国・市町村・保全団体・企業等 様々な主体で連携

その他希少種 → 各主体が単独で活動 ※現状はこちらが多数

■課題

- ・県内は広く対象となる希少種も多いため、網羅的な対策には多くのリソースが必要となる
- ・予算人員に限りがあり、行政主体の保全事業には限界がある→県民・企業・保全団体等の参画が不可欠

■取組の方向性

○行政に加えて県民・企業・保全団体の参画を促進し、継続的な保全体制を構築

→**生物多様性保全パートナーシップ協定**（H28～）、**ライチョウ保護スクラムプロジェクト**（R2～）

○国・市町村・保全団体・企業等で役割の明確化

→**希少種条例**：種の保存法と連携しつつ指定種・計画策定・保護区の設定等を効果的に実施し、
取組手法と主体を明確化

■国への要望

種の保存法の改正にあたっては、地域の実態に応じた条例の効果が十分発揮されるよう
配慮をお願いしたい。